災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における救護活動の万全を期するため、十勝管内各町村 (別掲 (以下「甲」という。) と社団法人十勝医師会 (以下「乙」という。) とは、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、十勝管内各町村地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(救護班の派遣)

- 第2条 甲は、十勝管内各町村地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要が生 じた場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。
 - 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、 災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策 定し、それを甲に提出するものとする。

(救護班の業務)

- 第4条 救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を 行うことを原則とする。
 - 2 救護班の業務は、次のとおりとする。
 - (1)傷病者に対する応急措置及び医療
 - (2)傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - (3)被災者の死亡の確認及び死体の検案

(救護班に対する指揮命令等)

第5条 救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者 が行うものとする。

(医薬品の補給等)

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

(収容医療機関の指定)

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力する ものとする。

(医療費)

- 第8条 救護所における医療費は、無料とする。
 - 2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

- 第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲 が負担するものとする。
 - (1)救護班の編成及び派遣に要する費用
 - (2)救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費
 - (3)救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
 - (4)前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

(細目)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、 甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意志表示がないときは、この協定は有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降同様とする。







この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1 通を保有する。



平成 3年 4月 1日

甲 十勝管内各町村

音更町 町長 金 子 尚



士幌町 町長 小 川 寅之 駅 計上屋

上士幌町 町長 髙 橋 正

鹿追町 町長 岡 野 友

新得町 町長 佐々木 忠

清水町 町長 矢 地 広

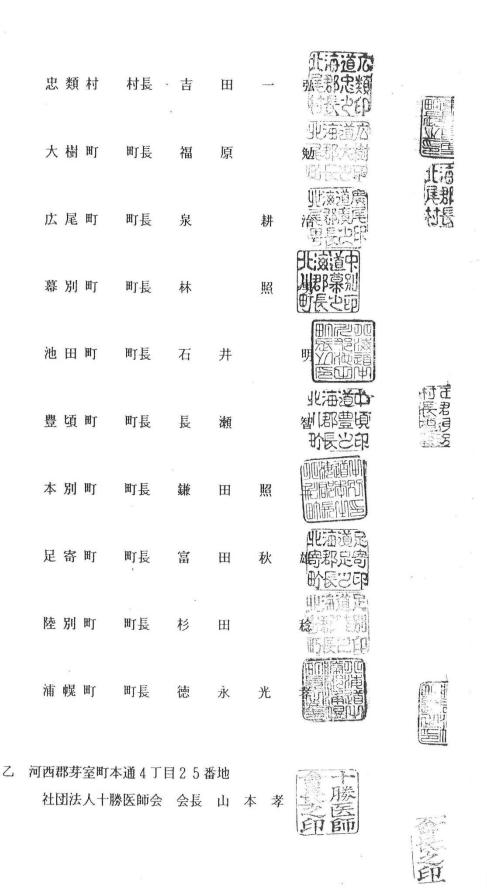
芽室町 町長 鈴 木 三智

中札内村 村長 小田中 刻

更 別 村 村長 林







災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則

平成3年4月1日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定書(以下「協定 書」という。)第10条に基づく細則は、次のとおりとする。

(医療救護活動の報告)

第1条 社団法人十勝医師会(以下「乙」という。)が、協定書第2条の規定により救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに各救護班ごとの「医療救護活動報告書」(第1号様式)、「班員名簿」(第2号様式)及び「医薬品等使用報告書」(第3号様式)をとりまとめ、十勝管内各町村(以下「甲」という。)に報告するものとする。

(事故報告)

第2条 乙は、協定書第2条に基づく医療救護活動において、救護班員が負傷し、疾病 にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」(第4号様式)により速やかに 甲に報告するものとする。

(費用弁償等の請求)

- 第3条 協定書第9条第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各救 護班分をとりまとめ、「費用弁償請求書」(第5号様式)により甲に請求するも のとする。
 - 2 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が 「扶助金支給申請書」 (第6号様式) により甲に請求するものとする。

(費用弁償の額)

- 第4条 協定書第9条第1号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。
 - 2 協定書第9条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費 とする。
 - 3 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、北海道災害応急措置業務従 事者の損害補償に関する条例(昭和38年北海道条例第56号)に準ずるものと

する。

4 協定書第9条第4号に規定する費用弁償の額は、同条第1号、第2号及び第3号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したものとする。

(支払い)

第5条 甲は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ速やか に乙に対し支払うものとする。

別表

×	分	H -	当	旅	費	時間外勤務手当			
医	師	災害救助法族	6 行細貝	间(昭和31	年北海道規	見則第 142号) 別表			
看意	護 婦	第2に定める額	頁						
補助	職員	看護婦の日当〕 (100円未満り				一般職の道職員の時 間外勤務手当支給の 例による額			

打法可見





(*)							18		<i>;</i>														
		教												,,,,,									
	zi.	響			*																		
				Γ.,.					T	T				T	Γ.,				.,			·	
13	制皿		世	世	#	本	#	世	本	サ	女	世	世	#	世	廿	件	本	女	苹	本	#	世
	撒品	兴																					
		*	、件数	+数	+数	、件数	+数	+数	`件数	+数	+数	、件数	+数	+数	/件数	+数	+数	/件数	+数	+数	`件数	+数	+数
	莊	動	取り扱い件数	移送件数	死体件数	取り扱い件数	移送件数	死体件数	取り扱い件数	移送件数	死体件数	取り扱い件数	移送件数	死体件数	取り扱い件数	移送件数	死体件数	取り扱い件数	移送件数	死体件数	取り扱い件数	移送件数	死体件数
	採区																						
	凝	招		分かって	Z K	日 () 分から 分まで			田 分から 分まで		日 分から 分まで		-	日 分から 分まで		田 分から 分まで		Z K	日 分から 分まで				
	环			一 性	1	п	2世世	<u>P</u>	п	7世世	P.	п	C 性 性	P	п	7. 控性	1	п	一——	P		7. 12. 12. 13. 13. 13. 13. 13. 13. 13. 13. 13. 13	Đ,
		医療救護活動場所																					
		-		-	-		,																
		災害発生場所																					
装関係)		名																					
式 (第13		斑																					
第1号様式 (第1条関係)																							

第2号様式 (第1条関係)

医療救護班員名簿

玻	E	名	職	種	氏	名	所	属	住	所	従事期間

						A10 - 11 - 11 - 11 - 11 - 11 - 11 - 11 -	-				
-							ļ				
			٠,	· .			-				
							<u> </u>				
						7					
٤ ،											
							 				1
							1	Υ,			
							-				
										r	-
									,		

第3号様式 (第1条関係)

医薬品等使用報告書

班	名	<i>y</i> .	lui.	14	nd.		·····································	话 価	基	準	AEE.
	品	名	規	格	数	量	単	価	金	額	现域地
										Al To an amount of the control	
	**********	***************************************					THE SECOND CONTRACTOR SECOND CO.				
											で表する
							****				3
											-
				=							
			-								
-	No.			r.							
-											65
									***************************************	·	

第4号様式 (第2条関係)



事故報告書

年 月 日から、同 年 月 日までにおける災害時の医療救護

傷病

活動において、別紙のとおり事故 者が発生したので報告します。 死亡

年 月 日

町(村)長

殿

住 所

氏 名

即





別 紙

傷病

者概要死亡 事故



氏	名						,	性易	1]	男・女	年	齡	歳
住	所												
職	種					勤務	先						
傷物	病名							程	度	重症・	中等症	・軽症	
3	外来	・入院	(月	日)	診療	(入)	院)图	压療機	と関名			
5	受傷	(発病)	日	時		年	月	日	午前	前・午後	時	分	
3	受傷	(発病)	場	所									
3	死	亡	原	因							north de la company		
3	死	亡	日	時		年	月	B	午前	前・午後	時	分	
3	死	亡	場	所									
3	受傷	(発病)	. 3	死亡時	手の状況	元					***************************************	Introduced to the second	
					17								
					, i								







第5号様式(第3条関係)



費用弁償請求書

年 月 日

町(村)長

殿

住 所

氏 名

次の金額を請求します。

金 額

円

ただし、 年 月 日から 年 月 日までにおける災害時

の医療救護活動に対する費用弁償額



(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)



第6号様式 (第3条関係)

扶助金支給申請書

年 月

H

町 (村) 長

殿

住 所 氏 名

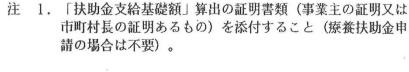
印

災害時の医療救護活動に関する協定書第9条第3号の規定による扶助金を 支給されたく、別紙関係書類を添えて申請します。

負傷. 疾	氏	名				性	別	男・女		年	月	日生
病又は死亡した者	住	所				•						
の状況	職	種			勤務勞	6						
	傷病	名										
	死亡原	因			•		死亡年月日					
障害級別				療養開始年月日			į			台ゆ年月日		
休業日数			年年	月月	日から 日まで		日間			期間中におり この収入の有	0.000	
扶助金支約	合基礎額	1					推	害補作	賞に	写応急措置業 に関する条例 号該当		
扶助金支約	自申請額	9							******			
備考			and a colonia page of									
ė												a manager of the comment
								• •				







- 2 療養費扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領 収書又は請求書を添付すること。
- 3 休業扶助金申請の場合は、診断書(休業が必要と認められる期間の記載のあるもの)及び事業主の証明書を添付すること。
- 4 障害扶助金申請の場合は、医師の意見を附した障害診断害 を添付すること。
- 5 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
- 6 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
- 7 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

